

和歌山県立

もん じょ かん

文書館だより

第49号 平成29年7月



園部家文書のなかの兵事簿冊

徴兵を忌避する民衆たち

—明治初期和歌山・園部の地方文書から—

●地方文書のなかの徴兵制

明治五年(一八七二)に発せられた「徴兵の詔」(徴兵告諭)と翌年に定められた「徴兵令」により、「国民皆兵」を理念として新たに兵役が国民の義務となりました。すなわち、男性の一七歳から四〇歳までを兵籍に登録、国民軍とし、二〇歳をもって徴兵検査をおこない、合格者のなかから抽選で当たったものを現役兵として徴集、三年の常備軍に編成し、その服役を終えるとさらに第一後備軍か第二後備軍として二年間服させる、というのが日本の徴兵制でした。

民衆はもちろん、町村行政を担当していた地域のリーダーにとっても、兵役という、江戸時代には存在しなかった国家的義務の負担やそれにもなつて生じる兵事事務の遂行にあたっては、さまざまな不安がもたげてきたはずで、だからこそ彼らは、江戸時代を通じて培われてきた文書行政の文化に基づき、兵事に関する法制度上の情報を収集・蓄積し、事務遂行上の具体的な作業を記録していくわけです。町村レベルに伝わる近代初期の地方文書のなかに、小学校の建設・運営や租税の徴収に関する文書類とともに徴兵―兵事事務に関する簿冊が残存しているのは、こうした歴史的前提に拠るので、

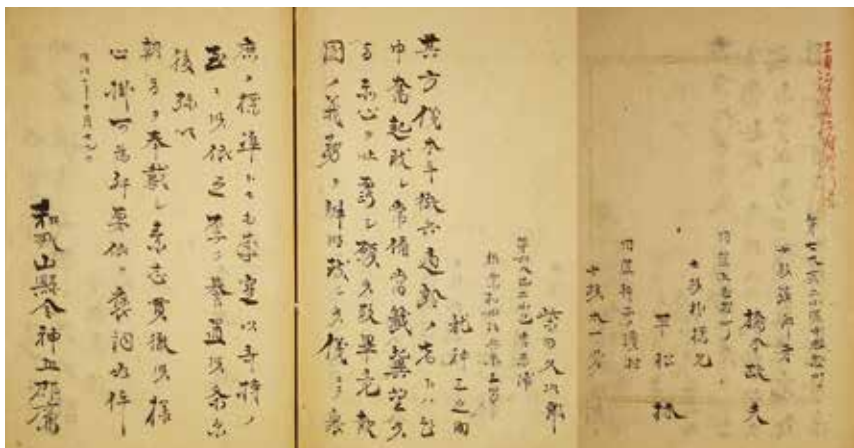
当館に寄託されている資料群に園部家

文書があります。内容的には園部家の私文書というよりも、明治前期の名草郡園部村が作製した地方文書がその中心をなしています(園部家文書については整理中、本紙第四二号、第四六号等も参照)。ありがたいことに、園部家文書には兵事簿冊がまとまった形で残されています。これらの簿冊には園部やその周辺の人びと、和歌山県民が徴兵制にいかに向き合ったのかを示してくれる文書類が多数綴じられており、徴兵制をめぐる当時の雰囲気を感じ取ることができます。

●徴兵を積極的に担う人びと

【写真1】の史料は、回覧されてきた明治七年(一八七四)十月付の和歌山県布達を園部村のほうで写し取ったもので、園部家文書の「徴兵国民軍御通留」と題された簿冊に収められています。

これによれば、「奮起」して「常備当籤冀望候」(兵役に就きたい)と「赤心を吐露し願ひ」出た田辺・美浜の青年四名に対し、和歌山県令の神山郡廉が「褒詞」を与えたことがわかります。すなわち、「報国の義務」をよくわきまえた「衆庶の標準」となる行為で、「寔に以て奇特の至り」として「厚く誉め置」くものである。今後「素志貫徹」するよう「心掛け」が「肝要」だ、と。



【写真1】

それでは、園部村など三〇ヶ村を管轄していた行政単位の第一大区第五小区(紀州藩時代の山口組に相当)にもみずから進んで兵役に就いた人びとがいたのでしょうか。

【写真2】の史料によれば、六十谷村の糸吉は明治十年(一八七七)の徴兵検査に合格し、抽籤により服役することになったのですが、「未だ(入営の)御沙汰これ無きや」、「何分兵役に従事致した」ので入営附近の補充兵とともに服役してもよいかと、願ひ出しています(徴兵一件)。規定と異なる措置はとれないとし

て、この願ひは県令に却下されていますが、少なくとも兵役を積極的に担おうとしていた糸吉の熱意は伝わってきます。

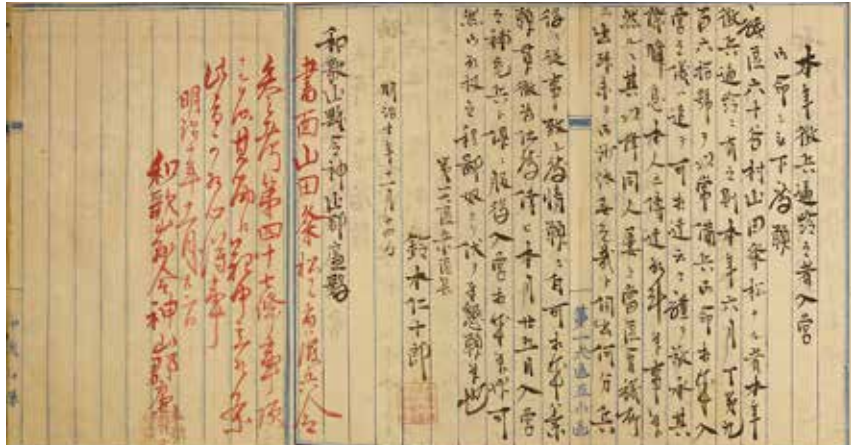
また上記とは少し違う事例になります。大阪鎮台に入営・服役中、ある家の智養子に入り新たに一家を構えることになったため、園部村の孫之助が明治十一年(一八七八)に提出した転籍届を見てみましょう(兵事一件)。

この事例は兵役を免除される条件に該当するのですが(後述)、孫之助は免役を申請するのではなく、かわらず服役しつづけ、「非常之際」には「故障無く召募に応ずべく候」と述べています。つまり一家の維持よりも、兵役に就くこと、さらには有事の際には出征することをも引き受ける選択をみずから下しているのです。このように兵役を積極的に受け入れ、国家に直接かわることで新しい時代に対応していった民衆が少なからずいたのは間違いないでしょう。

●徴兵忌避のメンタリテ

ところが、事態は明治政府の思惑通りに運びませんでした。多くの民衆がいままで存在しなかった義務としての兵役に戸惑いを覚え、何らかの抵抗を示すのはむしろ当然のことといえます。その場合、逃亡という非法法的手段がとられることもありました。徴兵令には制定当初、欠格事項とともに広範な免役条件が設けられており、兵役を免れることは合法的に可能だったので。

すなわち、身体的条件の不適合者や罪科あるものは別としても、官庁勤務者、



【写真 2】

陸海軍学校生徒、官公立学校生徒、外国留学中のもの、医術馬術修行中のもの、一家の主人、嗣子・承祖の孫、独子独孫、病気または事故ある父兄にかわり家を治めるもの、養子、徴兵在役中のものの兄弟のほか、代人料二七〇円を納めたものがそれにあたります。

民衆は兵役から逃れるためこの免役事項をうまく利用し、半合法的ともいえるさまざまな手段を駆使していくわけです。政府はこうした動きに対処するため、徴兵忌避罪の設定や兵役免除の撤廃、猶予要件の厳格化を進め、最終的に兵役を逃

れるためには欠格条件に該当するか、非合法的逃亡に踏み切るかしか手段はなくなるわけですが、明治一〇年代(一八七〇年代後半)八〇年代前半)には免役の指南書が流行するほど徴兵逃れは大きな勢いとなっていったのです。

● 県布達からみた徴兵逃れ

和歌山県当局としてもこのような合法スレスレの徴兵逃れを放置することはできませんでした。その改善を求め、布達や告諭という手段を通じて兵役に就くよう、県民へ要請を繰り返しておこないます。そこで県当局の目に映った徴兵逃れの動向をいくつか拾い上げてみましょう。

①「男子に似合わず、彼是卑怯未練の思案をなし」、「種々苦情申し立て」たり、「虚病を唱え」たり、「甚だしきに至つては逃走等」までおこなう輩がいる。このような「謂われ無き不都合戸が「出来」しては国家に対し「決して相済まざる事」だ(明治七年(一八七四)十月「兵事規則留」)。

②徴兵検査にあたり「管外旅行・寄留・出稼、或いは航海等の事故を申し立て出頭致さず、自然検査洩れに相成り候者」や「服役苦状申し立て候者」等が少なからずいる。これは父兄や戸長(村長に相当)に「徴兵令の旨趣」を「軽視」するなどの「不都合の次第」があるからだ(明治九年(一八七六)十二月、「徴兵国軍御通留」)。

③県民は徴兵令の趣旨に「全く通曉せず」、「遽かに他人の養子と為」るもの、「廃家の苗跡を冒」すもの、「累年航海中

て所在相知れ」ざるもの、「甚だしきは自ずから其の支体を折傷する」ものなど、まったくもって「謂われなき事故申し立て、巧みに遁れんとする者間々これ有り」、「甚だ不都合の至り」である(明治十年(一八七七)二月、「兵事規則留」)。

④各村々でおこなわれた徴兵下調べで「身幹定尺に満たざる者」を「再査」してみると、「顕然立ちどころに若干の尺度を増加して」適寸部内(兵役上の身体的な適格者)になるものが非常に多い。これは村による事前検査が「疎なると注意の密ならざるに原因せしもの」であつて、かような「過誤」があつては「固より其の職任の責免れざる所」だ(明治十一年(一八七八)七月、「兵事規則留」)。

個人やその家族が必至に兵役から免れようとするのは何の不思議もありませんが、兵事事務を遂行するべき村としても徴兵逃れに荷担するような動きをとっていたことが④の事例などからうかがえます。

県当局が兵役を逃れることのないよう初めて県民を諭したのが明治七年。それ以降県当局は幾度となく、「報国の大義」を強調するとともに「破廉恥の汚名を蒙らざる様」と県民の自尊心をくすぐるなど、硬軟織り交ぜながら県民の説得にかかるのですが、このこと自体、県民の徴兵逃れが途絶えることなく継続していた事実を表しているわけです。

そもそも、先述した明治七年の県令「褒詞」にしたところで、積極的に兵役を志

願してきた人物を褒め称え、それを布達で県民に知らせねばならぬほど現実には厳しく、「衆庶の標準」はむしろ兵役から逃れようとする心性にあつたことを暗示しているといえるでしょう。

● 徴兵に対するさまざまな抵抗

では実際に、園部村を含む第一大区第五小区でどのような徴兵逃れがおこなわれようとしていたのでしょうか。園部家文書よりいくつかの事例を紹介しておきましょう。

まずは非合法的な手段。園部家文書の兵事簿冊には、徴兵検査に際し逃亡、行衛をくりました人物に関する戸長の上申書が多数綴じられています。なかには明治十一年(一八七八)、入宮先の大坂鎮台より北野村に対し逃走者の照会がなされ、逃走者と戸長が「婦郷二付自首」を提出して落着くるといった事例も見られます(「兵事一件」)。この逃走者はどうやら、寂しくなつて故郷と父母のぬくもりを求め、無断で帰郷していたようです。

いずれにせよ、非合法的な逃亡という手段をもつてまで、兵役義務を履行することに反発する人びとが多数いたことがわかります。

つぎに合法的な手段。この地域では明治七年(一八七四)の早い段階から兵役の免除を願ひ出る動きが活発に見られます。例えば、小豆島村の三右衛門は同年二月、二男の政吉が兵役に就くことになつたが、自分は「盲目」、長男も「長々臥床」[追々病氣相募]るといふ状況なので、政吉に家督を相続させたい、については政吉



【写真3】

の兵役を免除してほしいと願ひ出ています(徴兵初一件)。
同じ頃、落合村の直之丞とその親類一同が提出した免役願書には次のようになります。すなわち、兄の菊右衛門は「百姓不勝手」のため、弟の直之丞が「百姓悉皆廻し致し」ている。その直之丞が兵役にとられ「留主」してしまつては、「一向百姓に差し支え、甚だ難儀」する。ついで直之丞の代わりに菊右衛門を「徴兵に組み込」んでほしい、と(徴兵初一件)。

ここには、徴兵年齢に相当する徳之助が「分籍の儀」を今年五月に願ひ出たのだ(徴兵初一件)。
が、上野村戸長がその書類を「手元にて延滞」という「不調法」をしでかしたため「進退伺」を出してきた、とあります。徳之助の主張は分籍して家の当主になったのだから、自分は当然兵役を免れることができるはずだ、という点にあり、戸長の不始末が認められたこともあって徳之助は免役されました。
ここで問題となるのは徳之助が分籍を願ひ出た時期です。四月から六月、および九月と十月はいわゆる農繁期にあたり、その期間に分籍するのは農事暦に基づく習慣から考えると明らかに季節はずれなのです。徳之助の分籍は徴兵から逃れるための確信的な行為といえそうです。
もともと、こうした確信的な合法スレスレの徴兵逃れが必ずしもうまくいったわけではありません。【写真3】の史料は明治七年の九月に上野村の松右衛門らが弟・仙三郎の免役を願ひ出たものです(徴兵初一件)。これによれば、仙三郎はある家に養子へ入り、戸主にもなっているが、その届け出を「不調法」にもすつかり失念していらしいのです。
公的な手続きはしていないが、仙三郎は事実上の養子・戸主だから、彼の兵役を免除してほしい、というこの願ひ。養子であり戸主でもあれば免役条件にあたるわけですが、形式が整っていないというところで却下されています。
また、楠本村の文七郎は明治七年五月、大阪鎮台へすでに入営していた二男の国助を取り戻すべく画策し始めます。【写真4】の史料がその最初の願書になります(徴兵初一件)。すなわち、服役以前

が、上野村戸長がその書類を「手元にて延滞」という「不調法」をしでかしたため「進退伺」を出してきた、とあります。徳之助の主張は分籍して家の当主になったのだから、自分は当然兵役を免れることができるはずだ、という点にあり、戸長の不始末が認められたこともあって徳之助は免役されました。
ここで問題となるのは徳之助が分籍を願ひ出た時期です。四月から六月、および九月と十月はいわゆる農繁期にあたり、その期間に分籍するのは農事暦に基づく習慣から考えると明らかに季節はずれなのです。徳之助の分籍は徴兵から逃れるための確信的な行為といえそうです。
もともと、こうした確信的な合法スレスレの徴兵逃れが必ずしもうまくいったわけではありません。【写真3】の史料は明治七年の九月に上野村の松右衛門らが弟・仙三郎の免役を願ひ出たものです(徴兵初一件)。これによれば、仙三郎はある家に養子へ入り、戸主にもなっているが、その届け出を「不調法」にもすつかり失念していらしいのです。
公的な手続きはしていないが、仙三郎は事実上の養子・戸主だから、彼の兵役を免除してほしい、というこの願ひ。養子であり戸主でもあれば免役条件にあたるわけですが、形式が整っていないというところで却下されています。
また、楠本村の文七郎は明治七年五月、大阪鎮台へすでに入営していた二男の国助を取り戻すべく画策し始めます。【写真4】の史料がその最初の願書になります(徴兵初一件)。すなわち、服役以前



【写真4】

に国助は養子へ入る「約定」のある家と取り交わし、実際「引越」済みでもあるが「送籍」は完了していない。ところが、その家の当主が「年罷り老い候上病氣にて、作業は勿論家事差し支え、難儀」しており、国助がいなければ「家族共追々難渋相嵩」むことになるので、国助の兵役を免除してほしい、というわけです。
この願ひも「約束のみにて、送籍致しこれ無き者」ということで却下されていますが、文七郎はその後、あの手この手を使い国助の免役を勝ち取るようになります。おもしろいのは請願のたびに免役の名目・理由を変えているところです。最初の願書に書かれていたのは「いっただい何だったのかとも思いますが、文七郎の執念には驚かされるばかりで、兵役に対する忌避感がそれほどまでに強かったことの表れともいえるでしょう。
以上の事例からは、政府の設定した免役条件をうまく活用し、何とかして兵役から逃れようという民衆のしたたかな姿を読み取ることができます。徴兵忌避という「非国民」「不名誉」とのイメージが強いかもしれませんが、「御一新」を経て国家により兵役という軍事的な義務が一方的に課せられた民衆からすれば、徴兵制のほうこそ江戸時代を通じて蓄積されてきた「仁政」の政治文化に反するのだ、という思いが強かったのではないのでしょうか。兵役という新たな義務に当時の人びとがいかに向き合ったのかということは、歴史的にとっても重要な論点なのです。
(平良 聡弘)

平成二十八年度文化庁補助金事業
地域に眠る
「災害の記憶」と文化遺産を
発掘・共有・継承する事業

文書館は、県立博物館、県教育庁文化遺産課、和歌山大学や県外の研究者、民間団体「歴史資料保全ネット・わかやま」と共同して文化庁補助金事業「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」を行っています。

この事業は、和歌山県内の過去の災害に関する記録や記念碑、言い伝えなどを再確認して今後の教訓とし、併せて地域の古文書、仏像、お祭りなど文化財の確認調査を行い、将来の被災に備えるものです。

平成二十八年度は、日高郡由良町と印南町で事業を実施しました。同事業を機に、坂口俊夫家文書が文書館に寄贈されました(六頁参照)。

事業の成果は、冊子「先人たちが残してくれた『災害の記憶』を未来に伝えるⅢ(県立博物館ウェブサイトで公開)」を刊行して両町内全戸に配布したほか、地元の中高生や研究者を交えて現地学習会「歴史から学ぶ防災2016―命と文化遺産を守る―」を開催しました。学習会では、来場くださった方々が今後の防災について話し合うワークショップも実施しました。



平成二十九年度は、新宮市及び東牟婁郡北山村で事業を実施中です。

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議
平成二十八年度研修会
 平成二十九年二月二十八日

文書館は、和歌山県内の博物館や資料館、市町村教育委員会など七八組織が加入する「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議(和博連)」の幹事館です。

和博連は、平時は博物館施設や文化財の防災・減災等について研究や研修を行う「災害に備え、万一の災害時には会員館同士、或いは県内外の諸機関と協力して『文化財レスキュー』を行います。

平成二十九年二月二十八日、三五名が参加し、和博連の平成二十八年度研修会が開催されました。独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の高妻洋成埋蔵文化財センター保存修復科

学研究室長と、三重県総合博物館展示資料情報課の間瀬創主査から講演いただきました。

高妻洋成氏の講演



高妻氏からは「文化防災体制の確立をめざして―文化財防災ネットワーク推進事業の取り組み―という演題で、熊本地震への対応などの実例を交えて、国立文化財機構が中心になって行う『文化財ネットワーク推進事業』や『文化財レスキュー』の理念と活動の最新情報をお話しいただきました。

間瀬創氏の講演



間瀬氏からは、「自然災害時における三重県博物館協会の取り組みについて」、平成二十三年九月の紀伊半島大水害時のレスキューなど活発な活動事例と、平時のネットワークを含む綿密な運用・連絡ノウハウについて具体的にお話しいただきました。

現地学習会 歴史から学ぶ防災2016
 ―命と文化遺産とを守る―

- 2月25日 於：印南町公民館 参加者七五名
- ①「昭和南海地震聞き取り調査から」
印南中学校三年生津波研究班
日高高等学校二年生
印南中学校
辻浦才暉氏 濱本尚実氏 阪本尚生氏
 - ②「紀州印南浦今昔」そして、宝永大地震と角屋甚太郎―
印南町文化協会会長(語り部)
印南町立博物館
坂下緋美氏
 - ③「宝永地震津波の記憶を伝える」
和歌山県立博物館
前田正明主任学芸員
 - ④「印南浦を襲った幕末の災害」
歴史資料保全ネット・わかやま
砂川佳子氏
 - ⑤「災害資料を活かした自主防災活動について」
姫路大学人文学・人権教育研究所准教授 松下正和氏

- 2月26日 於：由良町中央公民館 参加者九四名
- ①「由良町の地震・津波の記録と遺跡」
由良町文化財保護審議会委員長
大野 治氏
 - ②「津波と船」
由良町文化財保護審議会委員
小出 潔氏
 - ③「由良町の安政地震津波記録の諸本」
神戸大学大学院人文学研究科特命講師 木村修二氏
 - ④「浄土真宗寺院の文化遺産―由良町内の寺院を例に―」
和歌山県文化遺産課
三本周作副主査
 - ⑤「文化遺産を未来に伝える」
―由良町における町誌資料と民俗資料等の実践―
―印南小学校郷土館のこと―
歴史資料保全ネット・わかやま
浜田拓志氏

御二人の講演から学んだことを活かし、和歌山県内の実情に即した文化財レスキューの手順や、文化財や博物館の防災・減災に関するマニュアル等を整備していくのが、和博連の今後の課題です。

平成二十八年度新収古文書の紹介

平成二十八年度に当館が寄贈・寄託・購入によって新収した古文書の概要を紹介いたします。これらについては、今後番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様に御利用いただくための整理を進めていきます。なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、御利用になれなかったりする場合があります。御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

芋原家文書 (日高川町松瀬)

江戸時代、日高郡江川組の杖突(大庄屋を補佐する職)を務めた芋原家の文書一〇〇点余が寄託されました。

杖突の職務上作成された「御下宿割帳」(天明三年(一七八三))のほか、幕末から大正期までの同家商売の売掛帳、浄瑠璃本、寺子屋の教材・教科書・板本などがあります。また、明治末頃から昭和初期まで米国で暮らした源太郎が使用したと思われる外国航路の出港表もあります。ただし、『川辺町史』に翻刻されている六點の文書は含まれていません。

北大井村検地帳及び北大井村字限図 (紀の川市北大井)

慶長六年(一六〇一)に紀伊藩主浅野家が実施した検地の際の「那賀郡池田庄之内北大井村御検地帳」(写し)及び明治初年の地租改正に伴って作成された同村内



北大井村検地帳

全字の字限図の計二点を寄託いただきました。同村の古文書は他に確認されておらず、非常に貴重なものです。

坂口俊夫家文書 (由良町里)

嘉永七年(一八五四)に発生した安政南海地震と津波による日高郡由良湾沿岸地域の被害状況が詳細に書かれた記録として有名な「津浪之由来(記録)下書」二点を、「地域に眠る」災害の記憶」と文化遺産



を発掘・共有・継承する事業」(五頁参照)の際に寄贈いただきました。この古文書による最新の研究と現代語訳は、『先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝えるⅢ―命と文化財を守るために―』(和歌山県立博物館ウェブサイトで公開)及び『現地学習会「歴史から学ぶ防災2016―命と文化遺産とを守る―」発表資料集』(同館編)に掲載されています。

和歌山県宮繕技師増田八郎資料

現和歌山県庁舎を新築するため昭和十一年(一九三五)から同十三年にかけて宮繕技師として本県に在職し、設計・監督者を務めた増田八郎の子孫の方から、関係資料四五点を寄贈いただきました。増田が前職の富山県職員時代に本県から届いた手紙に始まり、同十三年四月に県庁舎竣工を果たして同僚との職員旅行



を終える同月二十三日までの、県庁舎建築の進捗状況を逐一写した写真のスクラップ帳や、株式会社大正写真工芸所作成の竣工記念写真真帳などがあり、研究が格段に進展することが期待できます。

榎家文書 (海南市孟子)

平成二十四年度と二十六年度に続いての榎家文書の追加寄贈約一五〇点です。榎家は、江戸時代に紀州の特産物であった紋羽織(もんばお)の生産に携わった家で、明治期に入ってから繭糸業が稼業の中心となっていました。

今回寄贈された資料は、同家の三代目、芳三郎に関するものです。芳三郎は、県内の繭糸関係の組合において重役を歴任するとともに、北野上村会議員や同村長などの公職にも就いた人物です。那賀郡の所得調査委員を務めた際の資料など、芳三郎の地域のリーダーとしての活動に関するものがあります。

堀田家文書 (湯浅町湯浅)

湯浅町湯浅道町にあった商家堀田家旧蔵の文書約一、〇〇〇点を寄贈いただきました。

明治期から昭和期にかけてのもので、同家が小間物商や肥料商、保険代理店などを営業していたことがうかがえます。また、明治末期から大正期にかけて湯浅商工会で役員を務めた堀田孫三郎が作成した帳面類も含まれます。

山本家文書 (かつらぎ町高田)

平成二十六年度から寄託されていた古

文書を寄贈いただきました。江戸時代後期から昭和初年にかけての文書約一五〇点で、現かつらぎ町高田地区の公文書や、大正初期の小学生の絵日記複数人分などがあります(本紙第四三号参照)。

紀州藩士間宮家文書

紀州藩士間宮一八陣徳・久米三郎陣善父子の作成と思われる文書一七点を古書店から購入しました。

陣徳が文政十二年(一八二九)から安政五年(一八五八)にかけて中奥小姓・目付・新番頭を務める過程で作成した廻文留や先例集などと、陣善作成の慶応元(一八六五)・二年頃の大奥日記に大別されます。なお、陣徳は晩年町奉行を務めました。その関連記録はありません。

山口御殿番井関喜太夫勤覚

現在の和歌山市里に、参勤交代時の紀州藩主や、幕府からの上使などが立ち寄る山口御殿という施設がありました。

享保十九年(一七三四)二月に山口御殿番を命じられた井関喜太夫が、同月から延享三年(一七四六)二月までの間の御殿修繕に関する発注書や、参勤交代や上使立ち寄りに関する廻文などを書き留めた記録一冊で、御殿番の職務内容が分かるものです。古書店から購入しました。

御帰国御道中人馬賃銭持出し等払帳

天保十一年(一八四〇)四月、江戸への参勤を終えた紀州徳川家第十一代藩主(ゆき)順一向が帰国した際の、道中で要した人足や物資等の諸費用をとりまとめた帳面

一冊で、同年九月に勘定同心組頭らによつて作成され、「御金蔵」宛て報告されたものです。参勤交代にかかる膨大な労務・費用が分かる記録です。古書店からの購入です。

宝暦十三年和歌山城下屋鋪絵図帳

宝暦十三年(一七六三)時点のものと思われる、和歌山城下の紀州藩士の屋敷配置を描いたもので、懐中に収まる縦約九cm、横約一九cmの帳面一冊に分割して描かれています。古書店から購入しました。



新宮領巡見使案内懐中覚

天明八年(一七八八)、將軍代替わりごとに全国に派遣される幕府の諸国巡見使を迎えた際に作成された、紀州藩新宮領に関する「想定問答集」二冊です。

新宮領の基礎情報や想定問答が書き留められており、巡見使を案内する際に懐中に携帯したもののようです。また、この巡見に駆り出された人足数なども書かれています。なお、領内村落についての情報は、牟婁郡成川組五か村分しか記載されていないので、同組の担当者が作成したものと思われる。古書店からの購入です。

紀州藩士姓名帳

各役儀ごと、石高順に記された紀州藩士名簿で、懐中に収まる小帳面四冊に分冊されています。嘉永四年(一八五二)時点のものと思われます。古書店から購入しました。

海士郡吉原組大庄屋文書(和歌山市吉原)

海士郡吉原組大庄屋の宮本楠右衛門が、文化元年(一八〇四)前後に藩からの通達や、組内で起きた喧嘩や金銭貸借トラブルなどの顛末を備忘録風に書き留めた小帳面一冊です。古書店からの購入です。

名草郡宮組坂田村御用留帳(和歌山市坂田)

文化九年(一八一二)正月から同十一年正月までの名草郡宮組坂田村庄屋の御用留帳一冊です。古書店からの購入です。

有田郡山保田組寺原村諸願留帳(有田町清水)

現在有田川町清水の一部である有田郡山保田組寺原村の庄屋が、天保九年(一八三八)十一月から嘉永七年(一八五四)五月までの間に大庄屋など上級の役所へ提出した願書類を書き留めた帳面一冊です。古書店から購入しました。紙の生産が盛んだった山間村落の村政の一端を知ることができる文書です。

福町伍組触留(和歌山市福町)

明治四年(一八七二)二月から同十二年二月までの地方制度の激動期に、藩や県、政府からの通達などを書き留めた帳面一

冊です。「福町伍組」の住民が各通達を確認する度に帳面に押印しています。古書店からの購入です。

日高郡園荘浜瀬村図(美浜町浜ノ瀬)

正確な作成年代は分かりませんが、江戸時代後期の日高郡浜ノ瀬を描いた絵図一点で、藩の役所や神社、人家などが図示され、人家については所有者と屋敷の広さも記入されています。また、低地三か所に「大浪之節ハ打越申候」などと注記がされています。古書店から購入しました。



蜜柑方書付

享保十九年(一七三四)に書かれた紀州蜜柑の歴史についての書物を明和二年(一七六五)に写したものと一冊で、和歌山県立図書館所蔵「紀州蜜柑伝来記」より書写年代が古い別本です。古書店から購入しました。

日高郡塩屋村役場文書(御坊市)

現在の御坊市塩屋町北塩屋と塩屋町南塩屋は、明治二十二年(一八八九)から昭和二十九年(一九五四)までは塩屋村という一村でした。



大正四年(一九一六)から翌年にかけての同村の土地異動通知書・地目変換届を綴った書類一点と、年代不明ですが村内日高川河口部の砂利採取の出願に関する実測図二点を古書店から購入しました。これらは、塩屋村役場が取得していたものと考えられます。

龍門尋常高等小学校・川原村尋常高等小学校増築工事設計書(紀の川市)

現紀の川市杉原にあった那賀郡龍門尋常高等小学校で昭和二年(一九二七)に行われた二教室と物置の増築工事の仕様書及び設計書と、現紀の川市野上にあつた那賀郡川原村尋常高等小学校で恐らく同時期に行われた増築工事の設計書の計三点です。平成二十七年に購入した『那賀銀行・那賀製糸工場設計図』(本紙第四六号参照)と同出所のものと思われると思います。ただし、別々の古書店から購入しています。

平成二十八年度 公文書の引継・収集

文書館には、和歌山県庁の永久保存文書のうち、事案完結後二〇年を経過したものが引き継がれます。また、知事部局・県議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局・労働委員会事務局・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会が保存期間満了により廃棄する有期限文書のうち歴史的価値があるものを選別し「歴史文書」として収集しています。

平成二十八年度に文書館に引き継がれた永久保存文書は四八九冊です。主務課による保存期間の見直し等により六五一冊廃棄したため、平成五年開館以降の累積冊数は、前年度から一六二冊減の二二、九五四冊になりました。

歴史文書の収集冊数は四一七冊で、そのうち三八三冊が知事部局本課から収集したものです。この年、知事部局本課全体では、合計一一、三二九冊の文書が廃棄されていますので、そのうちの三、四%が、歴史文書ということになります。開館以降の歴史文書の累積冊数は、七、〇八八冊です。

これらの文書は、文書館で保存・整理され、事案完結後三〇年が経過し、且つ個人情報保護などの問題がなくなったものから御利用いただけるようになります。なお、永久保存文書のうち、個人情報記載されているものなどについては、情報公開制度に則り、県庁情報公開コーナーでの御利用になります。

文書館の利用案内

利用方法

◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。



◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日 1月4日
- ◆ (月曜日のとときは、5日)
- ◆ 2月～12月 第2木曜日

・ 特別整理期間 10日間(年1回)

交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第49号

平成29年7月31日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
千六四一〇〇五一
和歌山市西高松一丁目七七一三
きのくに志学館内
電話 〇七三ー四三六ー九五四〇
FAX 〇七三ー四三六ー九五四一
印刷 株式会社ウイング